

## しがモック玩具等寄付規約

令和7年10月17日

### (趣旨)

第1条 この規約は、しがモックに対する玩具等の寄付の採納に係る事務に関し必要な事項を定めるものとする。

### (採納事務の所管)

第2条 寄付採納事務に係る所管課は滋賀県琵琶湖環境部びわ湖材流通推進課とする。

### (寄付採納の基準)

第3条 寄付は、次の各号のいずれにも該当するものに限り採納するものとする。

- (1) 玩具は別に定める玩具選定方針に合致し、3歳未満向けの幼児用玩具については、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令(昭和49年通商産業省令第18号)別表第1の特定製品の区分の欄に掲げる区分「13.乳幼児用玩具」に定める基準に合致すること。ただし、10号については除く。
- (2) 政治、思想および宗教的な意図を持たないこと。
- (3) 公共性または公益性が損なわれるおそれがないもの。
- (4) 公序良俗に反するおそれがないもの。
- (5) 県に負担を生じさせるおそれがないもの。
- (6) 紛争中または紛争の原因となるおそれがないもの。
- (7) 県において管理することが不適當でないもの。
- (8) 県において利活用が見込めるもの。
- (9) 展示、植栽その他設置するための条件整備が必要なものである場合は、その場所等の確保ができるもの。
- (10) 滋賀県暴力団排除条例(平成23年滋賀県条例第13号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者からの寄付でないこと。
- (11) 法令の制限その他の制約がないもの。

### (寄付の申出)

第4条 寄付申出者が寄付しようとするときは、寄付申出書(様式第1号)および誓約書(様式第2号)を知事に提出するものとする。

(採納可否の決定および通知)

第5条 所管課長は、前条の規定により寄付の申出があったときは、第3条に規定する寄付採納の基準により速やかに審査しなければならない。

2 前項の規定により寄付の採納を決定したときは寄付受領書(様式第3号)により、寄付を採納しないことを決定したときは寄付受領辞退通知書(様式第4号)により、寄付申出者に通知するものとする。

3 所管課長は寄付を採納したときは、速やかに寄付一覧表(様式第5号)に記録し、管理するものとする。

(寄付後の取り扱い)

第6条 寄付品の使用方法、使用後の廃棄や譲渡については、所管課長が決定する。

(個人情報保護)

第7条 知事は寄付申出者の個人情報を第三者に公開しない等の保護措置を講じなければならない。

(招待券の提供)

第8条 知事は、第5条第2項の規定により寄付を採納したときは、感謝の意を表するにあたり、寄付者に対してしがモックの招待券を贈呈することができる。

(適用除外)

第9条 この規約は、国、地方公共団体その他の公共団体からの財産の寄付または贈与の採納については、適用しない。

## 別に定める玩具選定方針

### <選定方針>

- ①木の感触、匂い、あたたかさ、美しさなどを五感で感じることができるもの
- ②多種多様な遊び方ができ、子どもの創造性や想像力を育めるもの
- ③おもしろい、楽しい
- ④学びや発見があるもの
- ⑤滋賀県の自然や文化を感じ取ることができるもの
- ⑥安全であること（大きさ、塗装、形状、強度など）
- ⑦興味を持って能動的に遊べるもの
- ⑧家族で楽しむことができるもの
- ⑨ウッドデザインやグッドトイなどの賞を受賞しているもの
- ⑩びわ湖材を使用したものや県内で製作したものを優先するが、それに限らず国内外の製品からも選定する

※上記項目を選定の目安とします（すべて当てはまる必要はありません）